

省工法の省工基準に比べまして一〇%以上減らす。これがまず基本の、基準の考え方でございます。それにあわせて、住宅の低炭素化に資するその他の措置が講じられていることといたし、先ほどお話ございました、木材をできるだけ利用する、あるいは屋上緑化等によりまして全体にCO₂を吸収する、さらには、HEMSというような形でエネルギー使用量についても見える格好にしてエネルギー削減についての取り組みを促す、そういった措置が講じられていること、この二つを基準にしたいと思っております。

とりわけ、第一の一〇%減らすということになりますと、いわゆる断熱性能を強化するというだけではなくて、設備面の手当てをいたしまして、エネルギーをつくる、それからためるといった措置と組み合わせ、現在の省工基準をさらに上回る削減をお願いすることをお願いしたいと思います。

いずれにしても、具体的な基準につきましても、基本的な考え方を示した上で、各般の住宅建築に携わっておられる方々の意見などもいろいろ聞きながら、経産省、環境省とも連携して決めていきたい、このように考えております。

○富田委員 それで、先ほど社会資本整備審議会等の提言の中身をお示ししましたけれども、そこそこいうふうな書き方があります。「なお、二〇一〇年に閣議決定された「新成長戦略」「元氣な日本」復活のシナリオ」において選定された「環境未来都市」構想との連携も模索されるべきである。」

環境未来都市というの、やはり同じように低炭素型の都市を目指しているいろいろな仕組みを導入していると思うんですが、方向性としては同じなんだと思うんですが、環境未来都市との連携というのはいくらもなうに考えていらつしやるんですか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。環境未来都市構想は、都市のエネルギーマネジメントシステムの構築ですとか、再生可能エネルギー

の総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市、地域に集中投入し、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出して、これの国内外への普及、展開を図るものとして、水準的には世界トップクラスのものを目指そうというのが環境未来都市構想でございます。

一方、本法案でございますが、これは環境未来都市構想と目指すべき方向性は共有するものでございませぬけれども、できるだけ多くの市町村に取り組んでいただくこと、環境という新しい視点からまちづくりに取り組んでいただくように、まずその第一歩を築いていくということを目指します。いわば、環境未来都市がトップランナーだとすると、今回の法案で提案させていただいている低炭素まちづくり計画による手法は、地域の発意をもとにしたポトムアップ型の制度であるというふうなことでございませぬ。

そうした性格づけがあるわけでございませぬが、環境未来都市においても、例えば太陽光パネル等を設置するための公共施設の活用など、本法案の措置が必要な場合には低炭素まちづくり計画制度を活用することが考えられますが、一方で、環境未来都市としての高度な成功事例を、地域の実情等に依りて低炭素まちづくり計画の中に盛り込んでいく。そういう意味で、相互にうまく連携をとった形で、環境に優しい低CO₂のまちづくりが広く普及されるということを目指しているものでございませぬ。

したがって、環境未来都市構想とも十分に連携を図りながら、都市の低炭素化の促進を図っていただきたいというふうなことでございませぬ。

○富田委員 加藤局長、今の御説明ですと、環境未来都市に指定されている都市の中で、低炭素まちづくり計画というものをうちの中でもやりたいというところで、そういうものを一部分やっつて、一緒にやっつていくということはあるんでね。

○加藤政府参考人 はい、そのように考えております。

○富田委員 ありがとうございます。都市再生機構のちよつと法案から離れますが、都市再生機構の賃貸住宅について何点かお尋ねをしたいと思います。

小宮山先生の御紹介で、きょう、この委員会が終わった後、大臣のところに超党派の議員でお訪ねをするんですが、全国公団自治協の皆さんが、独立行政法人都市再生機構の在り方に関する調査会が審議がずつと進んできて、そろそろ最終報告が出るのではないかと、民営化してしまうんじゃないかと、居住の安定が守られないんじゃないかと、私も地元千葉の会合に出て、そういうことはないんだというお話をしても、それはいつても、やはり調査会の状況が、ホームページ等でいろいろな議事録とかは見られますけれども、実際にその方向性がどっちに行っているのかということではわからないということ、やはり大分心配されているんだと思っております。

そういう意味で、きょうは中塚副大臣が御答弁いただくのですが、ちよつと何点かお尋ねをしたいと思います。

二月九日から調査会の審議が始まって、ホームページ上で確認できる限りでは七月十七日まで十二回、いろいろ調査、議論等をされているようですが、最終報告というのはいつごろの予定なんですか。

○中塚副大臣 今先生御下問の調査会でございますが、これは二十四年一月二十日の閣議決定を受けて開催いたしました。おととい第十三回目を開催したところであります。その際、調査会が設置されたこと、昨年度末に基本的な方針を出し、二十四年夏ごろまでに結論を得る、そういうこととさせていただきます。

○富田委員 いや、その夏ごろというのはいつなのかと聞いているんです。具体的に、十三回やっつたというのなら、十四回目なり十五回目まで最終報告が何か出るんですか。

○中塚副大臣 この委員会でもたびたび御指摘をいただいておりますが、今、それこそ居住の安定でありますとか住宅セーフティーネットということとは最重要優先事項として、ただ、都市再生機構自身が多額の債務を抱えている、そういった問題もございませぬ。機構自体の資産評価、あるいは第三者による資産評価の結果を、議論を重ねておるところであります。今後何回開催するといったようなことは今ちよつと予断を持って申し上げられるような状況ではありませんが、いずれにしても、夏までということでありませぬので、夏ということになると、八月、まあ九月の初めぐらいは夏になるのかどうかということでありませぬけれども、そういったところを議論を進めておるところでございます。

○富田委員 今副大臣の方から居住の安定というお話もありましたけれども、居住者側からの意見聴取もきちんとやっつてもらいたいということ、この委員会でも各委員から何度も出ました。

調査会の審議状況を見ますと、第二回に当時の事務局長の井上さんが呼ばれて、かなり大部な資料も出されて説明をされたようですが、井上さんから聞きまして、説明時間が十五分しかなかったということ、なかなか意見を尽くせなかつた。そのほかでは、居住者からの意見を聞いていくように、ちよつと思えませぬ。

ただ、副総理とか副大臣等は現地調査もしていただいたというふうな何つています。どういった団地に行かれてどんな調査をされたのか、差し支えない範囲で教えていただけますか。

○中塚副大臣 公団自治協の事務局長さんからお話を伺いまして、実は私も、昨日なんです、私の地元にも公団が三つほどございまして、県の自治協の皆さんから要望を聞かせていただいたところであります。

先生お尋ねの現地視察でありますけれども、これは四月に行いました。まずは、品川シーサイドビュータワーという、築年数が浅くて比較的高額な物件という視点で、この空き部屋を視察させて